平成２８年（フ）第３５５号
愛知県岡崎市明大寺町字大坏１番地74
債務者　工藤知差子こと　ＫＵＤＯ　ＭＡＲＧＡＲＥＴＨ　ＴＩＳＳＡＫＯ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
大阪府和泉市寺田町１丁目６番46号
債務者　竹内　裕司
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地　12棟104号
債務者　山本　誠彦
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５５３号
大阪府泉佐野市長滝956番地108
債務者　谷川眞理子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
大阪府和泉市伯太町２丁目31番46号　４号室
債務者　安原　嘉治
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０６８号
大阪市平野区喜連６丁目１番45号　コーポ宮前　301
債務者　石井　美加
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７７号
大阪市東淀川区北江口３丁目４番12―410号
債務者　中野　　孝
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０８７号
大阪市東淀川区下新庄３丁目５番３―607号
債務者　嶋越あさみ
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１０５号
大阪市住吉区杉本２丁目10番15号　シャトー杉本ＰａｒｔⅡ　502号
債務者　髙見　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７７９５号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目13―19―102、前住所千葉県我孫子市我孫子４丁目23―９―304
債務者　大門　英史
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３７１号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目14番13号シティハイムアサダ102、前住所静岡県浜松市中区寺島町90番地　寺島レジデンス202号室
債務者　青野佐和子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
沖縄県うるま市字高江洲985番地４
債務者　儀間　　斉
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１００号
千葉県木更津市貝渕４丁目16番11号
破産者　株式会社東明製作所
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１０３６号
札幌市白石区菊水元町６条３丁目３番10号
破産者　株式会社すずらんどう
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８５号
群馬県高崎市稲荷町12番地24
破産者　中野商事株式会社
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７００号
静岡市葵区鷹匠２丁目21番８号
破産者　有限会社石井ビューティセンター
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０号
京都市山科区西野大鳥井町118番地34
破産者　有限会社野瀬商事
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係